

# 住みかえ解約補償 重要事項説明書

この重要事項説明書は、ご契約内容の概要および注意事項をご案内しております。必ずお読みいただき、契約内容確認と共にご契約後も大切に保管ください。本補償は引受人数1,000名以下の範囲で運営されるものであり、保険業法の適用を受けないサービスです（同法2条1項3号、同法施行令1条の4第1項）。

## 目次

＜契約概要＞	・配当金の有無	・個人情報の取扱いに関するご案内
・「住みかえ解約補償」の仕組み	・解約と補償料の返還について	・指定紛争解決機関
・補償契約者	＜注意喚起情報＞	・補償重複に関する事項
・被補償者	・告知義務	・その他ご契約時にご注意いただきたいこと
・補償金をお支払いする場合	・弊社にご連絡をいただく必要がある場合	＜その他の重要事項＞
・補償金をお支払いできない主な場合	・補償責任の開始時期	・割賦販売条件の表示
・補償責任期間	・補償料の払込猶予期間	・補償金請求の手続き
・弊社がお引き受けする補償契約について	・契約の失効について	・受入人数について
・補償金額	・クーリングオフについて	・お問い合わせ先
・補償料および補償料払込期日	・補償契約者保護機構について	
・補償料の払込方法	・契約内容の変更について	
・契約内容の変更について		

## ＜契約概要＞

※ご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細については、約款をご確認ください。

### 1 住みかえ解約補償の仕組み

商品の名称：住みかえ解約補償

商品の仕組み：住みかえ解約補償（以下、「本補償」といいます。）とは、建物賃貸借契約の締結後にやむを得ない事由によって、そのやむを得ない事由が起こった日からその日を含めて2か月以内に賃貸借契約の解約と他物件への住替を行った補償契約者に対し、建物賃貸借契約を解約する場合の早期解約にかかる違約金や、住替先の物件の契約に係る仲介手数料、引越費用等の補償を行うサービスです。

### 2 補償契約者

本補償において、補償契約者とは満18歳以上の個人の補償の契約者を指します。

### 3 被補償者

本補償において、被補償者とは本補償の補償金を受領するものをいい、原則として、補償契約者と同一人物とします。但し、補償契約者が、当社の承諾を得て、補償契約者が法定代理権を有する者（未成年者または学生である場合に限ります。）を指定した場合は、その者を指します。

### 4 補償金をお支払いする場合

弊社は、以下の①から③までの補償金のうち、該当する補償金をお支払いします。また、補償金の免責金額と支払上限の金額は以下にお示しする通りです。

支払事由	支払額	受取人
1 被補償者または同居人の転勤または療養によるやむを得ない事由が生じ、当該事由	登録物件の建物賃貸借契約書に定められた早期解約に伴う違約金が発生する場合、その補償金として次の金額 ・建物賃貸借契約書に記載された早期解約に伴う違約金額 に対して、免責金額1万円かつ支払上限20万円までの額	被保証者

<p>が生じた日から起算して2か月以内に被補償者が住替を完了したとき</p>	<p>を支払うものとする。ただし、建物賃貸借契約書に記載のない違約金や退去費用等その他の費用は対象外とする。</p>	
<p>2 被補償者が介護による早期住替を行うやむを得ない事由として、当該原因が生じた日から起算して2か月以内に住替を完了したとき</p>	<p><b>住替物件について建物賃貸借契約を締結する場合、仲介手数料が発生するとき、その補償金として次の金額</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住替物件の建物賃貸借契約に伴って発生する仲介手数料に対して、免責金額3万円かつ支払上限18万円までの額を支払うものとする。</li> </ul> <p><b>住替物件への転居のため引越の費用が発生する場合、その補償金として次の金額</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引越業者へ委託することにより発生する引越の費用に対して、免責金額3万円かつ支払上限12万円までの額を支払うものとする。</li> </ul>	

## 5 補償金をお支払いできない主な場合

本補償において、以下のいずれかに当てはまる場合、補償金をお支払いできません。

- ・被補償者の故意または重大な過失による契約違反（賃料の一定期間分の滞納、使用目的の無断変更、賃借権の無断譲渡や転貸などが考えられますが、これに限りません。）によって、賃貸人から建物賃貸借契約を解除された場合
- ・被補償者が、本補償の責任期間中にやむを得ない事由が発生した事実を証明できない場合
- ・被補償者または同居人または被補償者および同居人の2親等以内の親族の故意または重大な過失による事由や事故等によって、やむを得ない事由が発生したと弊社が判断する場合
- ・補償契約者が、本補償の契約の申込を行う時点において既に生じていたやむを得ない事由による住替を理由として補償金の請求を行った場合
- ・その他、やむを得ない事由に該当しないと弊社が判断する場合

また、補償契約者が以下のいずれかの事由をもって補償金の請求を行った場合、補償金をお支払いできません。

- ・戦争、動乱、騒乱、内乱等の暴動によるものの場合
- ・台風、地震、噴火、洪水、津波等の自然現象によるもの場合
- ・火災によるもの場合
- ・法律、法令等に基づく措置によるもの場合
- ・弊社の定めるやむを得ない事由に該当しない場合
- ・その他、早期住替の事由として、弊社が適切でないと判断する場合

## 6 補償責任期間

本補償の補償責任は、補償契約者が本補償の申込みを行い、当社がこれを承諾した日に始まり、登録物件の建物賃貸借契約の契約日から起算して1年間が経過する日に終わります（日時は、日本国の標準時を基準とします。）。

※登録物件の建物賃貸借契約の契約日から本補償の申込日までの期間に生じた損害に対しては、責任期間外のため、補償金の支払はありません。また、補償期間が始まった後でも、弊社は、補償料領収前に生じた事故による損害に対しては、補償金を支払いません。

## 7 弊社がお引き受けする補償契約について

本補償の引受範囲は次の通りです。引受範囲を超えるときは、契約の申込をお引き受けできません。

### (1) 引受範囲について

本補償契約のお申し込みから遅滞なく以下の項目を確認し、以下の項目すべてを満たす場合にはお引き受け可能とし、申込を承諾します。

- ・補償契約者となる方が、自宅として居住する目的で、ご自身を契約者とする建物賃貸借契約（契約期間が2年以上のものを対象とし、使用貸借契約を除きます。）を締結していること
- ・建物賃貸借契約の契約日から、本補償の申込完了日までの期間が14日以内であること
- ・補償契約者が満18歳以上の個人であること ※法人名義での契約はできません。

### (2) 補償責任期間について

最長1年間とします。

## 8 補償金額

補償金額は以下にお示しする通りです。

- ・違約金補償金 20万円
- ・仲介手数料補償金 18万円
- ・引越費用補償金 12万円

## 9 補償料および補償料払込期日

- ・補償料は35,760円です。一括で払込いただく場合と、12回に分割して月々2,980円を払込いただく場合とがあります。

- ・補償料を一括で払っていただく場合、補償料は、本補償の契約の申込後に当社よりお送りするご請求のメールに記載された期日までにお支払いください。
- ・分割して払っていただく補償料の払込期日は、初回と2回目以降の払込で異なります。初回の払込期日は、補償契約の申込後に当社よりお送りするご請求のメールに記載された期日とし、2回目以降は、初回の払込日を基準にした翌月以降同日が払込の期日です。
- ・2回目以降の分割の補償料の払込が各月の払込期日までに完了しない場合（クレジットカードの期限切れ等により、決済ができなかった場合を含みます。）、その翌日から起算して30日間を支払いの猶予期間とします。猶予期間を過ぎても補償料の支払いがない場合は、当該補償契約は元の払込期日を基準日とし、その日の翌日から効力を失ったものとみなします。

#### 10 補償料の払込方法

補償料は、クレジットカードにより払込ください。領収時刻はクレジットカード会社の決済承認時刻とします。  
※領収書は発行していません。

#### 11 契約内容の変更について

契約の途中で、契約内容の変更をすることはできません。

#### 12 配当金の有無

本補償には、配当金はありません。

#### 13 解約と補償料の返還について

契約の解約をされる場合は、弊社所定の方法によってお手続きください。補償契約者が当社に対して解約の手続きを完了させた日が解約日となり、本補償の責任期間も終了します。

補償契約者が本補償契約を解約した場合には、当社は、次の方法に拠り算出した額を返還します。

**補償料を一括払いした場合：**

$$\text{返還補償料} = \text{補償料} \times \frac{\text{補償期間（月数）} - \text{補償期間開始日から解除日までの月数（注）}}{\text{期間（月数）}}$$

（注）月数の計算における1か月未満の端数は、切り捨てるものとします。

**補償料を分割払いした場合：**補償料の返還はありません。

## < 注意喚起情報 >

### 1 告知義務

危険に関する重要な事項のうち、弊社が告知を求めたもの（告知事項）については、正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項に関して事実が記載されない場合は、弊社がご契約を解除し、補償金をお支払いできない場合があります。

### 2 弊社にご連絡をいただく必要がある場合

以下のような場合、補償契約者の方は遅滞なく弊社までご連絡ください。

- ・住所・連絡先・メールアドレス等を変更したとき
- ・結婚などで姓（名字）に変更があったとき

### 3 補償責任の開始時期

補償契約者が本補償の申込を完了し、当社がこれを承諾した日に始まります。なお、期日までに補償料（分割払いの場合は、初回に払っていただく補償料）の払込がない場合は、お申込み時に遡り契約は成立しなかったものとします。

### 4 補償料の払込猶予期間

- ・一括払いの場合、補償料の払込猶予期間はありません。期日までにお支払いください。
- ・分割払いの場合、初回の補償料の払込猶予期間はありませんが、2回目以降は払込の猶予期間があります。
- ・2回目以降にお支払いいただく分割の補償料の払込が払込期日までに完了しない場合、弊社は補償契約者に対し、その翌日から起算して30日間を支払いの猶予期間とします。
- ・猶予期間内に補償料の払込がなされない場合、当該補償契約は直近の払込期日を基準日とし、その日の翌日から効力を失ったものとみなし、一度効力を失った補償契約を復活することはできません。

## 5 契約の失効について

- ・ 補償料の払込の猶予期間内に補償料の払込がなされない場合、当該補償契約は直近の払込期日を基準日とし、その日の翌日から効力を失ったものとみなします。
- ・ 一度効力を失った補償契約を復活することはできません。

## 6 クーリングオフについて

本補償は、クーリングオフの対象とはなりません。

## 7 保険契約者保護機構について

本補償は、本補償は引受人数 1,000 名以下の範囲で運営されるものであり、保険業法の適用を受けないサービスです。そのため、この補償契約は、保険契約者保護機構への移転等の補償対象契約ではなく、弊社に対しては同機構が行う資金援助等の措置の適用はありません。

## 8 契約内容の変更について

契約の途中で、契約内容を変更することはできません。

## 9 個人情報の取扱いに関するご案内

弊社は、本契約に関する個人情報(過去に取得したものを含みます)を、補償引受けの判断、本補償契約の管理・履行、他の補償等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑧の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ① 補償契約の適正な引受け、維持管理、補償金のお支払い
- ② 委託先(代理店を含む)のサービスの案内・提供
- ③ 弊社業務・商品・サービスに関する情報提供、運営管理および商品・サービスの充実
- ④ 弊社が有する債権の回収
- ⑤ 弊社または弊社代理店が提供する商品・サービス等に関するアンケートの実施
- ⑥ 市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による新たな商品・サービスの開発
- ⑦ 問い合わせ・依頼等への対応
- ⑧ その他上記目的に関連・付随する業務ならびにお客様とのお取引および弊社の業務運営を適切かつ円滑に履行する為に行う業務

また弊社は、本補償の契約または補償金支払において、補償契約者または被補償者から個人番号および特定個人情報等のいわゆるマイナンバーの情報を取得することはありません。個人情報(個人番号および特定個人情報を含む)の取扱いについては、弊社の住みかえ解約補償のウェブサイトをご参照ください。

## 10 指定紛争解決機関

本補償は引受人数 1,000 名以下の範囲で運営されるものであり、保険業法の適用を受けないサービスです。そのため、弊社は手続実施基本契約を締結している特定の指定紛争解決機関はございません。

## 11 補償重複に関する事項

本補償と同種の補償を他の事業者等から受けることができる場合には、補償が重複することがあります。補償が重複する場合には、補償内容や補償される金額の上限などをよくご確認いただき、本補償がお客様のニーズに合致しているか確認の上、その補償内容との差異や補償される金額をご確認頂き、本補償の要否や補償金額をご判断頂いたうえでご契約ください。

また、転職をやむを得ない事由とする住替において、勤め先の会社等から転職にかかる費用が支給される場合は、弊社からお支払いする補償金の金額から、会社等からの支給金額を差し引きます。

## 12 その他ご契約時にご注意いただきたいこと

- ・ 補償料を払込んだ後に、契約内容確認証を発行します。補償契約者の登録メールアドレスに電子メールにてご通知しますので、必ずダウンロードの上ご確認ください。
- ・ 万一、補償料払込後、1か月以上経過しても上記通知が届かない場合は、弊社までお問い合わせください。
- ・ この補償契約の補償料は、補償料控除制度の対象ではありません。
- ・ ハンドルネーム、ニックネーム等での補償のご契約はできません。

## <その他の重要事項>

※ご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細については、約款をご確認ください。

### 1 割賦販売条件の表示

本補償の補償料を分割で払っていただく場合の、割賦販売条件は以下にお示しする通りです。

商品若しくは権利の現金販売価格	▶	35,760 円
役務の割賦提供価格	▶	2,980 円
割賦販売に係る役務の 対価の支払の期間及び回数	▶	支払期間：12 か月間 回数：12 回
割賦販売の手数料の料率	▶	手数料はございません。

### 2 補償金請求の手続き

- ・ 契約概要 4 「補償金をお支払いする場合」に記載の事由を満たした場合は、補償金の請求フォームより、補償金の請求を行ってください。
- ※ 記入漏れや、不足書類がある場合は、追加の提出をいただきます。追加提出には一定の期限を設ける可能性があります。その期限を超えた場合は、はじめから請求申請をやり直していただく必要があります。
- ・ 請求フォームの記入漏れがなく、かつ必要書類を全てご提出いただいた後に、弊社が審査を行います。

○各事由ごとにご提出いただく書類または証拠等

補償金のご請求を頂く場合、以下に記載する請求事由のうち、該当する項目の証拠書類等を申込フォームからご提出いただきます。また、以下記載のご提出いただく証拠書類等の他に、個人情報の取扱いに関する同意書等をご提出いただく場合がございます。

#### 請求事由：転勤の場合

提出書類または提出方法	以下の内容が記載されていること
被補償者または同居人への転勤辞令等、転勤の事実が確認できる書類	①被補償者または同居人の氏名、②勤務先の名称、③転勤の日付、④転勤先所在地
補償金の請求フォームへ直接入力	①勤務先の名称、②転勤の日付、③転勤先所在地、④転勤と住替との因果
住替物件の住所等が記載された住民票 (※本籍地・個人番号の記載のないもの)	①被補償者の氏名、②生年月日、③現在の住所、④住民となった年月日

#### 請求事由：療養の場合

提出方法または提出方法	以下の内容が記載されていること
被補償者または同居人に療養が必要なことを証明する医師の診断書	①当事者の氏名、②当事者の生年月日、③発行日などの日付
補償金の請求フォームへ直接入力	①当事者のご病気・お怪我の状況、②療養の内容、③療養と住替との因果 (※特定の場所での療養や当該病院への入院または通院が必要な状況であることを明記)
住替物件の住所等が記載された住民票 (※本籍地・個人番号の記載のないもの)	①被補償者の氏名、②生年月日、③現在の住所、④住民となった年月日

### 請求事由：介護の場合

提出方法または提出方法	以下の内容が記載されていること
被補償者の2親等以内の親族の介護が必要である事実が確認できる書類	①当事者の氏名、②当事者の生年月日、③交付日などの日付
申請の際に使用した主治医意見書	①当事者の氏名、②当事者の生年月日、③発行日などの日付、④障害の内容、状態、⑤障害の原因(疾病/外傷など)、⑥発行者・発行機関名
当事者と被補償者との間柄が2親等以内の親族であることを証明する公的な書類 ※「戸籍謄本(全部事項証明)」等 必要な通数分、かつ発行日から3カ月以内のもの	①当事者の氏名(書類が複数に渡る場合、そのいずれかに記載があること)、②被補償者の氏名(書類が複数に渡る場合、そのいずれかに記載があること)、③書類の発行日
補償金の請求フォームへ直接入力	①当事者のご病気・お体の状況、②介護の内容、③介護と住替との因果※特定の場所での介護が必要な状況であることを明記
住替物件の住所等が記載された住民票 (※本籍地・個人番号の記載のないもの)	①被補償者の氏名、②生年月日、③現在の住所、④住民となった年月日

### 3 受入人数について

本補償は引受人数1,000名以下の範囲で運営されるものであり、保険業法の適用を受けないサービスです(同法2条1項3号、同法施行令1条の4第1項)。

### 4 お問い合わせ先

補償商品に関するお問い合わせは、以下のメールアドレスまでお願い申し上げます。  
h-info@chintai.co.jp 受付時間：10:00 - 18:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)